

嘉代子桜の苗木配布実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原爆死没者の慰霊と平和への祈りを込めて植えられた嘉代子桜の苗木(以下「苗木」という。)を平和の象徴として大切に育てるとともに、樹木を介した市民の平和意識の醸成を目的として実施する取組に関し必要な事項を定めるものとする。

(配布希望の照会)

第2条 日本非核宣言自治体協議会事務局(以下「事務局」という。)は、日本非核宣言自治体協議会会員自治体(以下「会員自治体」という。)に対し、苗木の配布希望について照会するものとする。

(配布の申請)

第3条 苗木の配布を希望する会員自治体は、嘉代子桜の苗木配布申請書(第1号様式)を事務局に提出するものとする。

(配布の条件等)

第4条 苗木の植樹場所は、原則として公共施設の敷地内又は広く公共の用に供する場所とする。

2 事務局は、苗木と共に説明標識を配布し、申請者は、植樹に合わせ当該説明標識を設置するものとする。ただし、申請者が独自に説明標識を作成し、設置する場合はこの限りではない。

3 配布の時期は、嘉代子桜(ソメイヨシノ)の性質を踏まえ、11月下旬から2月上旬頃とする。

(配布等に係る費用負担)

第5条 苗木の配布に係る費用については、事務局が負担する。

(植樹の実施報告)

第6条 苗木の配布を受けた会員自治体は、植樹を行った後、速やかに実施報告書(第2号様式)を事務局に提出するものとする。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、苗木の配布に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。